

防衛大学校達第2号

防衛大学校規則（昭和36年防衛庁訓令第81号）第15条、第19条及び第34条の規定に基づき、外国の士官学校等からの転校に関する達を次のように定める。

平成12年3月31日

防衛大学校長 松本三郎

外国の士官学校等からの転校に関する達

（趣旨）

第1条 この達は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第100条の2第1項の規定に基づき教育訓練の受託を認められた外国人であって、外国の士官学校等から防衛大学校（以下「大学校」という。）の本科に転校するもの（以下「留学生」という。）の教育訓練に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この達において「外国の士官学校等」とは、幹部自衛官（3等陸尉、3等海尉及び3等空尉以上の自衛官をいう。）となるべき者に準ずる者を教育訓練する外国の陸軍、海軍及び空軍等の学校であって、その国の学校教育制度上の大学に相当する教育を実施し、原則として学位を授与しているものをいう。

（転校前の既修得単位等の認定）

第3条 防衛大学校長（以下「学校長」という。）は、教育訓練上有益と認めるときは、留学生が大学校に転校する前に外国の士官学校等で履修し修得した教育課程の単位及び訓練課程の科目について、防衛大学校本科学習規程（平成元年防衛大学校達第3号。以下「学習規程」という。）第9条の規定にかかわらず、大学校における教育課程及び訓練課程の科目の履修により修得したものとみなす。

（学年別履修区分以外の履修）

第4条 学校長は、教育訓練上必要と認めるときは、留学生に防衛大学校規則（昭和38年防衛庁訓令第81号）第15条の規定により定める学年別履修区分にかかわらず、教育課程及び訓練課程の科目を履修させる。

（進級）

第5条 留学生の各学年の進級に必要な教育課程の単位及び訓練課程の科目については、学習規程第14条の規定にかかわらず、学校長が転校時に別に定める教育課程の単位及び訓練課程の科目とする。

（準用規定）

第6条 この達に定めるもののほか、留学生の教育訓練に関して必要な事項は、学習規程及び訓練課程に関する達（昭和41年防衛大学校達第3号）を準用する。

附 則

この達は、平成12年4月1日から施行する。